

【江別市役所からのお知らせ】

平成31年3月25日

～ 公共施設の建物内及び敷地内が全面禁煙となります ～

平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が公布されたことに伴い、望まない受動喫煙を防止するための対策が強化されます。

改正法では、学校・病院・市役所庁舎などは今年7月から敷地内禁煙、その他の施設は来年4月から原則屋内禁煙となりますが、江別市では、受動喫煙防止のための取組をさらに進めるため、今年7月1日から、原則としてすべての公共施設の建物内とその敷地内を全面禁煙とします。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



市内の公共施設は
建物内及び敷地内禁煙！

2019年7月1日～

【担当】総務部財務室契約管財課管財係
TEL：011-381-1147